

仕 様 書

この仕様書は、広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）に設置する事務室収納棚の購入及び納品について適用する。

1 品名・規格（品番）・メーカー名・数量等

「別紙」のとおり。なお、番号ごとに、(A)又は(B)のいずれかを選定すること。

2 納入期限等

令和4年5月31日（火）

3 納入場所

広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号 広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）
（担当：安佐市民病院総務課 大上、電話番号：082-815-5211（代表）内線 2223）

4 一般的条項

- (1) 納品する物品は新品・未開封であること。
- (2) 受注者は、当該物品の納入期限を厳守するとともに、納品に当たっては、事故が生じないよう十分配慮し、疑義が生じた場合には、発注者に連絡すること。
- (3) 受注者は、納入に際し、予め納入場所を確認し、納入に当たっては、新病院の移転作業を担当する事業者と搬入日、搬入ルート及び設置場所について調整を行い、建物内への立入りについては、定められた手順に従うこと。
- (4) 物品を発注者に引き渡すまでの調整、保安及びその他必要な管理については、受注者が責任をもって行うこと。
- (5) 物品の搬入、据付及び調整に必要な経費は受注者が負担すること。また、搬入納品により建物への損傷等を与えた場合、この補修に要する費用は受注者が負担すること。
- (6) 受注者は、契約後、速やかに契約金額の基となった一品ごとの物品の金額の入った詳細な内訳書を提出すること。

5 検査及び引き渡し

- (1) 受注者は、納品完了後、速やかに発注者の職員に連絡し、当院の指定する者の検査を受け、什器の引き渡しを行うこと。
- (2) 検査の際は、発注したメーカー名・規格・型番等が明確に確認できるものを用意しておくこと。確認できない場合は検査不合格とする。なお、検査の結果、不合格となった場合の取り替え等に要する費用は、受注者の負担とする。

6 保証期間

検査後1か年とする。ただし、受注者又は製造者の責任に帰する機器の破損及び故障については、保証期間終了後であっても無償修理又は良品と取替えるものとする。

7 その他

本仕様書に関し疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、詳細を決定するものとする。